

「環境アセスメント士」 資格更新の手引き

《令和07(2025)年度》

(保留中の方)

・現在、“資格の保留中”とされている方の資格更新手引きです。

【資格更新申込み受付期間】

令和08(2026)年2月2日(月) ～令和08(2026)年4月27日(月)



一般社団法人 日本環境アセスメント協会

「資格・教育センター」

2025年7月

目 次

1. はじめに	1
2. 資格の更新について	1
3. 資格登録の抹消は無くなりました	1
4. 保留となられた方の、資格更新の条件	1
5. 再更新申請に必要な書類	2
6. 再更新手続き費用	2
7. 再更新手続き申請書	2
＜様式8＞ 「環境アセスメント士」資格更新申請書(再登録)(記入例)	4
8. 再更新制申請書の提出	5
9. CPDの記録登録申請について	5
10. JEAS－CPD取得単位の確認方法	6
11. 変更届の提出について	6
＜様式 更-02＞ JEAS－CPD 取得単位確認依頼書	7
＜様式-03＞ JEAS-CPD 届出事項変更届	8

1. はじめに

「環境アセスメント士」は常に新しい技術・知識を習得するとともに、保有する技術・技能レベルの維持・向上、倫理観の涵養など継続教育による自己啓発に努める必要があります。

資格登録の有効期限は5年間と定められており、資格更新に当たっては、「JEAS-CPD 制度」にもとづき、所定の CPD 単位の取得が条件となっております。資格の更新時期の時期を逸した方は、本資料をご覧になり、更新の手続きをされますようお願い申し上げます。

2. 資格の更新について

「環境アセスメント士」の名称を使って活動される場合は、所定の期間内に、更新手続きを行う必要があります。資格更新時期を迎えられ、引き続き活動をされる場合は、(一社)日本環境アセスメント協会に資格の更新申請を行い、「登録証」の交付を受けていただきます。

3. 資格登録の抹消は無くなりました

2019 年度から、所定の更新をされない場合の、資格の抹消は行わないことと致しました。更新をされない場合は、“資格更新の保留者”として取り扱います。

※ ご自身の登録状況が不明な方は、事務局までお問い合わせください。

問い合わせは e メールでお願い致します。 : jeas-cpd@jeas.org

4. 保留となられた方の、資格更新の条件

保留状態となられている「環境アセスメント士」が、資格更新をするための条件は、次の通りです。 (1)、(2)のどちらかを選択して更新申請を行って下さい。

(1) 所定の CPD 単位の取得

直近5年間でのCPD記録の登録が、200単位以上。

※ 従来は、保留期間を入れて250単位以上の取得で、再更新が出来ましたが、直近の5年間に変更致しました。

※ また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、2020年度からはセミナー、講演会などの中止が相次ぎました。そのため、昨年度から、資格更新のための CPD 取得単位を5年間で200単位以上と致しております。今後の扱いについては、CPD 取得状況等を踏まえて検討致します。

※ **ただし、更新回数が3回目となられた方は、CPD記録登録を免除致します。**

更新回数が3回目となった方(登録番号の更新回数が「2」の方が3回目の更新を行う場合)については、所定のCPD単位の取得は免除致します。

＜見直しの理由＞3回目の更新者は、資格取得前の実務経験と合わせ、少なくとも19 年以上の実務経験を有しており、CPDにおいても多くの実績を有している。このような実績を有している技術者については、新しい技術・知識の習得、保有する技術・技能レベルの維持・向上、倫理観の涵養等に対する意識も高いと認められ、更新時にCPD要件を課さないとしても継続的な自己研鑽が期待できる。以上により、3回目(以降)の更新者についてはCPD単位取得の要件を免除する。

(2) 以下の基準を満足された場合。

- ① 直近の2年間で、CPD 記録50単位以上の取得。
- ② ①に加え、協会指定の講習会の受講。 <(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかの受講>

(ア) 環境省が実施する研修会の受講。

受講票のコピー又は、受講レポートの提出

(イ) (一社)日本環境アセスメント協会主催の研修会の受講

受講票のコピー又は、受講レポートの提出

(ウ) 当協会が認めたセミナー等

受講票のコピー又は、受講レポートの提出

※ 前記(ア)～(ウ)の研修は、協会のホームページより実施の状況を確認して下さい。

また、実施されても集合の研修ではなく、webによる研修も予定されております。

webによる受講で、受講票が入手出来ない場合は、受講レポートの提出が必須となります。

(3) その他

2部門登録していた方で、1部門が抹消の方の、復活登録も条件は変わりません。

抹消となっている部門の復活登録は出来ません。

保留となっている部門の資格の再登録だけが可能です。

5. 資格更新申請(再登録)に必要な書類

(1) 資格更新関係書類

- ① 「環境アセスメント士資格更新申請書(再登録)」(様式1) <別途ダウンロードして下さい> 記入方法については、記入例を参照して下さい。

- ② 「証明写真」(2枚を上記①の申請書に貼付のこと)

「カラー」あるいは「白黒」とし、無背景、脱帽・上半身で正面を向き、撮影後6ヶ月以内のもの。大きさは縦3cm×横2.5cmとします。裏面に氏名を必ず記入のこと。

- ③ 資格更新手数料の払い込み証のコピー

コピーを上記①の申請書の裏面に貼付して下さい。

インターネット等で振込をなされた方は、その旨を明記して下さい。

6. 手続き(再登録)費用 30,000円(税込)

有効登録期間は、5年で従来と変わりません。

また、年齢条件(満65歳以上の方)の減額は致しません)

資格更新手数料及び振込方法

(1) 振込先並びに口座番号

みずほ銀行 麹町支店(支店番号;021) 普通口座 口座番号 1026812

一般社団法人日本環境アセスメント協会

・振込人を確認いたしますので、お名前を忘れずに入力して下さい。

・銀行振込の手数料は、ご負担下さい。

7. 更新手続き(再登録)申請書

「環境アセスメント士」資格更新申請書(再登録) (様式－8)の記入内容

以下に示す必要項目を記入して下さい。

- ① 氏名 (申請者氏名にフリガナを附して下さい)
- ② 性別 (1、男性 2、女性)
- ③ 生年月日
- ④ 登録番号 (「環境アセスメント士」の登録番号を記入)
- ⑤ 登録部門 (登録されている部門を記入)
- ⑥ JEAS－CPD の取得時間を記入して下さい。

既にお送りしております、JEAS－CPD 取得状況表を基に、取得時間を明記して下さい。(JEAS-CPD 登録をされた方には、JEAS-CPD 取得状況表をお送りしています) 取得時間が不明な方は、7 ページの＜様式 更-02＞JEAS-CPD 取得単位確認依頼書を使い、ご連絡下さい。

- ⑦ 連絡先 (日中に連絡が可能な電話番号を記入)
- ⑧ eメールアドレス (連絡のみに使用しますので、出来るだけ記入して下さい)
- ⑨ 現住所 (アパート、マンション名、棟番号、部屋番号も記入)
- ⑩ 現住所の都道府県コード (表 1 を参照)
- ⑪ 勤務先
- ⑫ 勤務先の都道府県コード (表1を参照)
- ⑬ 勤務先の業種コード (表 2 を参照)

表 1:都道府県コード

1	北海道	11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県
2	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県
3	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県
4	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県
5	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県
6	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県
7	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県	47	沖縄県
8	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県		
9	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県		
10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県	50	外国

表 2:業種コード

コード	業 種	コード	業 種
1	農業・林業・水産業 関係	9	シンクタンク等
2	建設業	10	建設コンサルタント業
3	製造業	11	環境調査・分析業
4	電気・ガス・熱供給・水道業	12	測量・地質調査業
5	情報通信業	13	官公庁・地方自治体、関連機関
6	運輸業・卸売・小売業	14	財団法人、社団法人、特定非営利活動法人 等
7	金融・保険業	15	その他
8	医療、福祉、教育、学習支援業		

<様式8>

「環境アセスメント士」資格更新申請書(再登録)

(記入例)

一般社団法人 日本環境アセスメント協会 会長 殿

私は、下記確認事項を承諾のうえ、「環境アセスメント士」の資格更新を申請致します。

【確認事項】 貴協会が、下記の個人情報を本「申請」から「登録」までの手続きに利用することと、下記の個人情報をもとに、「環境アセスメント士名簿」を作成し、国・都道府県・市区町村・独立行政法人・公団・公益法人などの公的機関に公表することを承諾致します。なお、公表項目は、登録番号、氏名、現住所(都道府県のみ)、勤務先(所属先)、勤務先住所(都道府県のみ)とする。

※整理番号		申請年月日：(西暦) 2026年 2月 2日	
① (フリガナ) カンキョウ アセス 氏 名 環 境 ア セ ス		② 性別	③ 年月日
		① 男性 2. 女性	(西暦) 1979年 7月 7日生 (満 46歳)
④ 録番号 H2120xxx	⑤ 登録部門 ① 生活環境部門 2. 自然環境部門 3. 生活・自然環境部門	⑥ JEAS-CPD 取得時間 252 単位	⑦ 連絡先(日中に連絡可能な電話番号) ① 携帯、2. 事務所の電話) 090— 0000—0000 ⑧eメールアドレス(連絡のみに使用します) jeas—jeas@jeas. ne. jp
⑨現住所 〒102—0083 (フリガナ) トウキョウト チョダク サンカクマチ 1-3-7 コウジマチビル 2F 東京 都道 千代田 市区 △町 1 丁目 3-7 麹町ビル 2F 府県 町村 TEL 03—3230—3583 (注;マンション・アパート名、棟番号、部屋番号も忘れずに記入して下さい)			⑩現住所 都道府県コード 1 3 5 ページ参照
⑪勤務先 (フリガナ) エー カブシキカイシャ カンキョウチョウサブ アセスメントカ カカリチョウ 名称 A 株式会社 環境調査部 アセスメント課 係長 〒 102—0092 TEL 03—3221—6731 (フリガナ) トウキョウト チョダク マルチョウ 2-1 シカケビル 7 カイ 東京 都道 千代田 市区 ○町 2 番 1 号 資格ビル 7階 府県 町村 (注;建物名等も記入して下さい)			⑫勤務先 都道府県コード 1 3 5 ページ参照 ⑬勤務先 業種コード 1 1 5 ページ参照

写真貼付欄(写真2枚)

◆裏面に銀行振込書を貼付して下さい。

のりしろ	のりしろ

- 本人の顔写真(カラー又は白黒)を2枚、貼付して下さい。
- 縦3.0cm×横2.5cm(脱帽、正面上半身、無背景のもの)
- 撮影後6ヶ月以内
- 写真の裏面に氏名を記入して下さい。

8. 資格更新申請書(再登録)の提出

(1)受付期間

2026年2月2日(月) ～ 2026年4月27日(月)

＊ 2026年3月19日(木)までに提出された方には、2026年4月1日(水)に新たな登録書(携帯登録証を含む)をお送り致します。

2026年3月19日(木)以降に申請された方には、手続きが完了次第、順次登録証をお送りさせていただきます。その際、新たな登録証は2026年4月1日付けとなります事をご了承下さい。

(2)提出方法

資格更新申請書の提出は、当協会へ郵送でお願いします。

受付は、郵送のみです。<簡易書留郵便でお願いします>

(3)提出先

〒102-0092

東京都千代田区隼町2番13号 US 半蔵門ビル 7階

(一社)日本環境セサメント協会 「資格・教育センター」

電話 03-3230-3583

9. CPD の記録登録申請について (保留中の方も登録できます)

(1) CPD 単位の記録登録申請

取得された CPD 単位は、「JEAS-CPD ガイドブック」にもとづき記録登録申請をして下さい。(ガイドブックは、協会のホームページよりダウンロードして下さい)

CPD の記録登録申請は随時受付けております。

CPD 単位の記録登録を申請されますと、登録後に登録状況表をお送りします。

登録完了までの期間は、おおよそ2週間となります。

(2) 他機関で取得の CPD 単位の記録登録

「建設系 CPD 協議会」加盟団体など他機関で CPD 単位を取得された場合も、

「JEAS-CPD ガイドブック」に従って CPD 記録登録等を行なって下さい。

(建設系 CPD 協議会の URL:<http://cpd-ccesa.org/>)

「建設系 CPD 協議会」加盟団体の CPD 単位は相互認証しておりますが、集約された記録の登録は出来ませんので、ご注意下さい。

(3) 保留中の方の、JEAS-CPD 記録登録について

保留となられている方の、CPD 記録登録証明書の発行は出来ません。

証明書は、資格登録者のみに発行致します。

10. JEAS－CPD 取得単位の確認方法

取得された CPD の記録内容は、当協会に登録して頂いておりますが、ご自身の「JEAS－CPD」の取得単位数が確認できない方は、＜様式 更-02＞「JEAS－CPD 取得単位確認依頼書」を使い、当協会事務局「資格・教育センター」に、eメール又は郵送でお問い合わせ下さい。

折り返し、取得時間数をご連絡します。

◇問い合わせ先 eメールアドレス : jeas-cpd@jeas. org

郵送 〒102-0092

東京都千代田区隼町2番13号 US 半蔵門ビル 7F

(一社)日本環境アセスメント協会

「資格・教育センター」 TEL 03-3230-3583

11. 変更届の提出について

住所変更や、勤務地などが変更になられた方は、更新書類に合わせて、変更届の提出をお願い致します。 用紙は、**様式-03**をお使い下さい。

・郵送又は e-mail で、当協会の「資格・教育センター」へお送り下さい。

以 上

JEAS-CPD 取得単位確認依頼書

一般社団法人 日本環境アセスメント協会
「資格・教育センター」 センター長 殿

「JEAS-CPD」取得記録単位を確認したいので依頼致します。

<申請者>

(フリガナ)

(1) 氏名 _____

(2) 資格登録番号 H ・ R

(3) 登録部門 1. 生活環境部門 2. 自然環境部門

(4) 登録確認期間 (西暦) _____ 年 月 ~ _____ 年 月 まで

(5) 確認資料送付先 (以下の、いずれかを選択して下さい)

① eメール メールアドレス

② FAX FAX番号

③ 郵送 〒 - TEL - -
住所

申請書送付先

eメール jeas-cpd@jeas.org

<様式—03>

JEAS—CPD届出事項変更届

一般社団法人 日本環境アセスメント協会 会長 殿

「環境アセスメント士」登録事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

(西暦) 年 月 日

〒 -

住所 _____

氏名 _____

印

日中連絡先電話番号 _____

(内容確認のため連絡することがあります)

登録部門

登録番号

変更事項を○で囲み、内容を具体的に記入して下さい。

変更事項	1. 現住所 2. 氏名 3. 所属先(会社、団体など) 4. 勤務先住所 5. その他 ()	変更理由:
変更点	変更前:(〒 -) 変更後:(〒 -)	
備考		

注意) 登録部門、登録番号は必ず記入してください。

○メール、FAX、又は郵便にて、「資格・教育センター」までお送り下さい。



一般社団法人 日本環境アセスメント協会

JAPAN ASSOCIATION OF ENVIRONMENT ASSESSMENT

〒102-0092 東京都千代田区隼町2-13 US 半蔵門ビル7F

TEL:03-3230-3583 FAX:03-3230-3876

URL;<http://jeas.org>

◇ 「資格・教育センター」(Qualify & Education Center)

〒102-0092 東京都千代田区隼町2-13 US 半蔵門ビル7F

TEL:03-3230-3583 FAX:03-3221-6732

E-mail ; a-qec@jeas.org

2025.07